

青森県報

号外第三十三号

平成二十四年
五月二十八日
(月曜日)

イ 点アと北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点
 ウ 点イと青森県下北郡大間崎突端とを結ぶ線と、青森県東津軽郡旧三厩村と
 青森県東津軽郡今別町との境界と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線
 との交点

目 次

海区漁業調整委員会

西部海区管内(津軽海峡海域)におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示

(事務局)…一

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第七号

青森県西部海区管内(津軽海峡海域)におけるマグロの採捕を目的とするはえなわ漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年五月二十八日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田廣臣

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力船を使用して行うマグロの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

1 制限海域

(一) 次の点ア、ケ、サ、シ、工、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域

ア 青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点

二 指示の有効期間

平成二十四年六月一日から平成二十六年一月三十一日までとする。

2 制限期間

六月一日から翌年一月三十一日までとする。

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目一 番一 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株自式 会七社 号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行